

## 【論文】

### 島田市の文化財活用について

#### －「和菓子バル」イベント実績から見る文化財活用の効果と役割－

学芸員 岩崎 アイルトン望

#### はじめに

静岡県島田市にある国指定史跡 島田宿大井川川越遺跡(以下、川越遺跡)は、日本で唯一「川越し」<sup>1</sup>の歴史を伝える遺跡である。遺跡内には、大井川にて川越業務に従事した川越人足が待機した「番宿」などの建物が復元され、大井川を渡る料金の決定や川越人足の雇用の管理等を行った「川会所」の建物が江戸時代末期から現存している。<sup>2</sup>(写真1)

昭和 41(1966)年8月1日の文化財指定以降、島田市は施設の復元や指定地内の土地公有化を進め、川越遺跡の保存を図ってきた。しかし、少子高齢化や遺跡周辺住民の転居、保存中心の文化財保護方針により、閑散としているのが現状である。現在島田市では川越遺跡を活用することで、遺跡内への賑わいの創出や認知度の向上を図っている。中でも令和元(2019)年度から開催している「和菓子バル」は、令和6年度で第6回目の開催を迎え、コロナ禍後、来場者数も増加の一途を辿っている。

本稿では、日本における文化財保護の経緯、文化振興と文化財活用について再確認したうえで、和菓子バルの来場者アンケートや出店者の分析を行い、文化財の活用が地域にもたらす効果について考察する。また、学芸員として約3年間文化財保護業務を行った自身の知見から、文化財の活用について私見を述べることにしたい。

## 日本における文化財保護の経緯

明治初期に起こった廃仏毀釈<sup>3</sup>は、日本国内の仏像や宝物類の散逸と破壊を引き起こし、これを契機に明治政府は明治5(1872)年の壬申検査をはじめとする、全国的な古美術品の調査を行った。この調査の結果、社寺に伝わる多くの貴重な建造物や宝物類が散逸やき損の危機に瀕していることが把握され、保存のための施設や法整備の必要性を要望する声が強くなった。このような状況のもと明治 30(1897)年に制定された古社寺保存法は、国による文化財の指定や管理、公開に対する規制及び文化財保存のための助成などについて、初めて定めた近代法である。同法では、寺や神社の建築物、宝物類のうち歴史の象徴または美術の模範となるものを「特別保護建造物」または「国宝」として指定し、その保存に係る経費を国が補助することを定めた。昭和 4(1929)年に同法に代わって制定された国宝保存法では、古社寺以外の建造物や宝物類についても保存の対象とした。また、明治期以降の産業革命による鉄道の開通や道路建設、大規模工場の設置等に伴う史跡や名勝、天然記念物の破壊が問題視され、大正 8(1919)年にはそれらの保存を目的とした史跡名勝天然記念物保存法も制定された。以上のように、昭和 25(1950)年の文化財保護法(以下、保護法)の施行以前の日本における文化財行政は、文化財の滅失やき損への対処を目的とする「文化財の保存」が中心的な考え方であった。

現在の保護法は、第一条にこの法律の目的として「文化財を保存し、且つ、その活用を図る」ことを示している。しかし、保護法施行後も、旧法の影響は否めず、現代までの文化財制度の充実と発展は保存の面に偏

<sup>1</sup> 江戸時代、江戸の防衛や技術的な理由から大井川への架橋・渡船は禁止された。そのため大井川を渡る際、東海道を旅する旅人は川越人足を雇って大井川を渡らなければならなかった。

<sup>2</sup> 川越しは安倍川や酒匂川など東海道内の他の河川でも行われていたが、「川越しに使用された建物」として現存しているのは、島田市に現存する川会所のみである。

<sup>3</sup> 明治新政府による神道と仏教の分離政策や神道の国教化政策により起こった仏教に対する排斥運動。日本全国で神職者や民衆によって寺院建造物や仏像、仏具などへの破壊行為等が行われた。

って進められてきたといえる。産業革命や太平洋戦争期の本土空襲、高度経済成長に伴う都市開発など、明治期以降、日本の文化財は社会の急変革による滅失の危機に直面し続けている。建造物や宝物類などの有形文化財は一度失われると二度と同じ物を取り戻すことができないため、滅失の危機に晒されている文化財を活用するよりも保存に重きが置かれるのは当然のことであった。近年においても、選定保存技術の制度化や文化財修理に不可欠な原材料の保存など、文化財の保存環境整備は大きな課題である。

しかし、100 年以上に渡る保存措置により文化財の保存技術が蓄積され、保存の土壌が整ってきた現在では、文化財の活用が声高に叫ばれるようになった。平成 8(1999)年の保護法改正により創設された文化財登録制度は、有形文化財の活用を積極的に推進する制度である。高度経済成長期以降、多種多様な近代建築物が社会的評価を受ける以前に滅失するという状況を背景に、有形文化財の保存措置の1つの手段として、文化財を使用しながら残す「活用」が採られたのである。本制度では、従来の保護法で強く規制していた現状変更<sup>4</sup>を緩和し、文化財のより自由で幅広い活用を促している。指定文化財に現状変更を行う場合、基本的に文化庁長官の許可が必要となるが、登録有形文化財への現状変更は、「通常<sup>ぼうけん</sup>望見できる範囲の4分の1以下の範囲もしくは内装に限定した改修等の場合は届出自体が不要」とされている。保護法の制定後、指定文化財の所有者は、安価とは言えない維持管理費や現状変更の規制により、文化財を維持できない状況が多々見られた。文化財登録制度は、そのような状況に一石を投じ、「文化財の活用」という手法を全国に広めるという点で大きな役割を果たしたといえる。<sup>5</sup>

<sup>4</sup>軸装の変更や建物の屋根修理、外壁の塗装など文化財指定時点の状態を変える行為や保存に影響を及ぼす行為。

<sup>5</sup>令和 6 年 11 月現在、全国で 14,432 件の有形文化財（建造物）が登録有形文化財に登録され、レストランやカフェ、イベントスペースといった活用がなされている。なお現在、島田市博物館分館として使用している旧桜井家住宅

## 文化振興と文化財活用

日本の文化政策には、先人から受け継いだ文化財を後世に残す文化財保存の他に、現在ある文化を盛んにし、新たな文化の創造や発展、継承を図る文化振興<sup>ぶんかう</sup>という考え方がある。文化財保存は日本の文化政策の中心をなすもので、文化庁設置以降もその方針は長らく変わることはなかった。しかし文化財活用を推進する際、文化振興を無視することができなくなった。有形文化財を会場とした伝統芸能の披露や、民俗文化財を活用した地方の祭りの開催など、文化振興の一端は文化財活用に含まれることが多々あるからである。

文化振興施策として、劇場や音楽ホールの設置、芸術祭の開催などが全国的に行われる中、平成 13(2001)年に文化芸術振興基本法<sup>ぶんかうげいじゆつしんこうきほんほう</sup>が制定された。これは、日本の文化芸術の振興政策を総合的に示す初の法的基盤となった。平成 29(2017)年、同法は「振興」の2文字が消え、「文化芸術基本法」に改正された。文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光やまちづくり、教育など他の関連分野との連携により、総合的な文化政策を推進することが求められたためである。本改正には、当時の政府による地方創生戦略の影響が否めない。当時の安倍内閣総理大臣は、「個性あふれる地方創生により経済の好循環の波を全国に広げること、各地域の活性化、次世代への豊かな暮らしの継承<sup>6</sup>の実現」をかけた、平成26(2014)年に「まち・ひと・しごと総合戦略」を発表し、縦割り行政の排除や PDCA メカニズムに基づく施策の実行等を謳った。特に本戦

主屋も令和 3（2021）年に登録有形文化財として登録され、写真撮影会場や期間限定のカフェ＆バー営業の社会実験など、博物館施設としての使用と併せて様々な活用を行っている。

<sup>6</sup>平成 26(2014)年 7 月 18 日閣議後の閣僚懇談会での発言

略内で掲げられた「産官学金労言<sup>7</sup>の連携」は、従来の地方内ステークホルダー間の連携・協力を広げたもので、現在の地方行政においても重要な考え方の一つとなっている。このような幅広い分野との連携を推進する総合的な地方創生戦略のもと、文化芸術も従来の枠組みに捉われず、好影響が予測される分野との連携によるさらなる振興や今まで文化芸術に触れてこなかった人々へのアプローチが求められ、文化芸術基本法が成立したといえる。

文化芸術基本法の成立を受け、島田市では「島田市文化芸術推進計画」を令和2(2020)年に策定し、文化芸術政策の方向性を示した。本計画では文化芸術の範囲を、景観や衣食住等を指す「生活文化」、音楽や美術等を指す「芸術文化」、指定文化財等を含む過去から継承された地域の遺産を指す「文化資源」としている。文化財の活用については、島田市内の指定文化財が「文化資源」に含まれるため、文化芸術と観光、まちづくり分野で連携する「着物 de 蓬莱橋」「浴衣 de 川越街道」、「諏訪原城宣伝隊の結成」や、史跡を活用して新たな賑わいを創出する「歴史資源利活用事業」などが具体的な事業として挙げられている。実際に本計画に基づき、国指定史跡 諏訪原城跡の PR 部隊として落語家の春風亭昇太氏を隊長とした「諏訪原城応援隊」の結成や川越遺跡を活用したマルシェやイベント事業などを行っている。

島田市は、島田市内の文化資源の活用を図るため令和元(2019)年度に文化資源活用課を設置し、本計画に基づく文化振興、文化財活用を行ってきた。令和4(2022)年、文化資源活用課は博物館課文化財係に統合、博物館課自体も教育委員会から首長部局である観光文化部へ移管され、島田市博物館や市内の文

化財を観光や地域振興・まちづくりに活かす土壌が整えられてきている。

## 「和菓子バル」とその事業効果

消費スタイルの「コト消費」への移行や Instagram や TikTok など体験を共有する SNS の流行を背景に、非日常的でタイムスリップしたような気分を体験できる昔の景観を残す町並みは、全国的に人気なスポットとなっている。しかし、川越遺跡の場合、観光に欠かせない飲食店や土産店等が少なく、体験を求める観光客にとって魅力的ではないエリアとなっているのが現状だ。その要因の1つとして、建物の建て替えや新造に対するハードルが他のエリアよりも高いという点が挙げられる。川越遺跡は土地が文化財として指定されており、文化財の現状変更にあたる土地の工事が規制の対象となるため、建物の改築や民間資本の参入が難しいのだ。

「和菓子バル」は、活用が難しかった川越遺跡と島田市の文化資源の1つ「和菓子」<sup>8</sup>を掛け合わせた、川越遺跡の認知度向上を目的とする文化財活用イベントである。通常時は無料の展示施設として公開している「番宿」などで和菓子販売を行うことで、旧東海道の宿場町として栄えた島田の文化を市内外の人々に体験してもらい、様々な主体と連携することで地域活性化を図ることを目的とするイベントである。(写真2)

令和6(2024)年度で6回目の開催を迎えた和菓子バルの開催実績は以下のとおりである。

### ○第1回

日時: 令和2(2020)年2月23日(日)

午前9時～午後3時

来場者数: 約 4,000 人

<sup>7</sup> 「産」は産業、「官」は行政(国、地方自治体)、「学」は大学等の教育機関、「金」は金融機関、「労」は労働団体、「言」はメディアを指す。行政運営を行う際に、上記の業界の観点からの意見・協力を得ることが望ましいとされている。

<sup>8</sup> 現在も、旧東海道である「本通り」を中心に多くの和菓子屋が営業をしている。「小饅頭」や「黒大奴」など島田発祥の和菓子も存在する。

連携先:市内和菓子店、市内茶業者、島田商業高等学校、着物着付け事業者、東海旅客鉄道株式会社など

#### ○第2回

日時:令和3(2021)年3月14日(日)

午前9時～午後2時

来場者数:約 1,600 人

連携先:市内和菓子店、市内茶業者、島田商業高等学校、島田市観光協会、着物着付け事業者、東海旅客鉄道株式会社、島田商工会議所など

#### ○第3回

日時:令和4(2022)年3月26日(土)

午前9時～午後1時

来場者数:約 1,000 人

連携先:市内和菓子店、市内茶業者、島田商業高等学校、静岡文化芸術大学、着物着付け事業者、島田市観光協会、東海旅客鉄道株式会社、島田商工会議所など

#### ○第4回

日時:令和4(2022)年 11 月3日(木・祝)

午前9時～午後1時

来場者数:約 2,000 人

連携先:市内和菓子店、市内茶業者、静岡産業大学、静岡英和学院大学、着物着付け事業者、島田市観光協会、島田商工会議所など

#### ○第5回

日時:令和5(2023)年 11 月3日(金・祝)

午前9時～午後1時

来場者数:約 3,000 人

連携先:市内和菓子店、市内茶業者、静岡産業大学、静岡英和学院大学、着物着付け事業者、島田市観光協会、島田商工会議所など

#### ○第6回

日時:令和6(2024)年 11 月3日(日・祝)

午前9時～午後1時

来場者数:約 4,000 人

連携先:市内和菓子店、市内茶業者、静岡産業大学、静岡英和学院大学、着物着付け事業者、島田市観光協会、島田商工会議所など

第1回開催時には 4,000 人の来場者を記録したが、以降はコロナ禍の影響により来場者数が減っていった。しかし、コロナ禍開催でも東海旅客鉄道株式会社主催イベント「さわやかウォーキング」との同時開催や、効果的な情報発信により多くの来場者を確保し、販売和菓子はほぼ完売の大盛況イベントとなった。第3回からはしずおか中部連携中枢都市圏地域課題解決事業<sup>9</sup>を活用し、県内大学生の地域課題解決研究の場として和菓子バルを提供することで、学生がイベント運営にボランティア参加している。

次に、私がイベントを担当した第4回以降の和菓子バル来場者アンケートやイベント実績から、和菓子バルの事業効果を分析する。

#### 1) 市外へのプロモーション効果

和菓子バルは、島田市内の来場者が約半分を占めるが、年々市外からの来場者割合が増えてきている。(第4回:46%、第5回:47%、第6回:49%)自由回答欄からも、「自身の住んでいる町ではこういったイベントはない」、「近場のお出かけイベントとして良い」といった声も見られ、近隣市町からの和菓子バルの評価の高さが窺える。さらにこの市外来場者のうち 8～9 割の

<sup>9</sup> 静岡市が主催する県内大学等に対する助成事業。県内 5 市 2 町（静岡市・島田市・焼津市・藤枝市・牧之原市・吉

田町・川根本町）が抱える地域課題に対して、県内大学が解決方策の提言や課題解決のための実践的な研究を行う。

人が「初めて和菓子バルに訪れた」と回答しており、概算数値ではあるが第4回～第6回までの3か年で延べ約 3,700 人が初めて和菓子バルに訪れたことになる。普段の川越遺跡の閑散とした状況からも、このうちほとんどの人が「初めて川越遺跡に訪れた」と推測ができる。

近隣市町にも川越遺跡のように昔の町並みを保存している文化財は数件あるが、和菓子バルのように文化資源を掛け合わせ、「和」をコンセプトにしたイベントを開催している文化財はほとんどない。川越遺跡の街並みと合わせた、和菓子販売や学生ボランティアの着物着用など、文化財の雰囲気とマッチした和風の活用手法が、川越遺跡に訪れたことがない人たちや普段歴史や文化に触れていない人たちに刺さり、和菓子バルが市外へ大井川川越遺跡をプロモーションする機会となっていることがわかる。

## 2) 郷土史学習の機会

イベント当日は和菓子販売以外にも、島田の歴史と絡めた「歴史文化学習プログラム」を学生ボランティアや学芸員により企画・運営を行っている。<sup>10</sup>以下が、第4回～第6回まで開催した企画と、来場者がアンケートにて「楽しかった・良かった」(複数回答可)と回答した割合である。

### ○第4回和菓子バルでの歴史文化学習プログラム

- ・川越しクイズラリー 50%

内容:会場内に設置されたクイズポイントを巡り、川越しの歴史について学ぶことができるクイズラリー

- ・連台越し体験 3%

内容:学生が川越人足に扮し、来場者を連台<sup>11</sup>に乗せる企画

- ・運と実力で作り出せ！ランダム名句 MAKE 1%

<sup>10</sup> 会場内のクイズポイントを巡って川越しの歴史について学べるクイズラリーや、茶業の歴史を利き茶やカードゲームで学べる企画、学芸員による会場内での島田の歴史講座などを実施している。

内容:ランダムに引いたキーワードから川柳を作る企画

### ○第5回和菓子バルでの歴史文化学習プログラム

- ・川越しクイズラリー 57%

- ・連台越し体験 22%

- ・RTA-緑茶タイムアタック 9%

内容:緑茶についてのクイズや利き茶により島田の茶業について学ぶことができるタイムアタック企画

- ・学芸員が生解説！「どうする川越し」 16%

内容:学芸員が、会場内各所にて大井川の川越しの歴史を解説する講座企画。

### ○第6回和菓子バルでの歴史文化学習プログラム

- ・川越しクイズラリー 61%

- ・連台越し体験 17%

- ・トレカ×利き茶『TeaCG』 15%

内容:学生が作成したオリジナルトレーディングカードや利き茶より島田の茶業について学ぶことができる企画

- ・学芸員が生解説！「大井川の川越し」 11%

内容:学芸員が会場内「仲間の宿」にて大井川の川越しの歴史を様々なテーマを軸に解説する講座企画

和菓子バルはメインターゲットを「幼稚園～小学校低学年の子連れ親子」に設定しているため、各企画においても親子参加型のプログラムとし、川越遺跡内を親子で周遊できるよう企画設計をした。第4回まではクイズラリー以外の参加者はほとんどいなかった。しかし第5回以降は、学芸員の視点から「より分かりやすい歴史文化企画」を製作するよう努め、学生と様々な企画を立案し実施した。第4回時点から見ると、年々クイズラリーの満足度は上昇し、その他各プログラム参加者割合も増えてきており、和菓子バルが普段あまり意識

<sup>11</sup> 大井川の川越しをする際に、旅人が乗った梯子上の乗り物。

しない郷土史や文化財に触れられる機会となっていることが分かる。

### 3) 若者へのアクティブ・ラーニングの場の提供

前述したとおり和菓子バルでは、大井川の川越しや茶業などの歴史を軸とした企画を、学生ボランティアが企画・運営を行っている。私が担当した第4回目以降は、以下の流れで学生とともに企画の立案から当日運営まで行っている。

- ① 参加学生への島田の歴史の紹介（インプット）
- ② 学生間での島田史調査、企画検討（ディスカッション）
- ③ 学生から行政への企画提案（アウトプット）
- ④ 提案内容に対する修正指示・企画完成（ディスカッション）
- ⑤ 当日の企画運営（アウトプット）

①では、学芸員から川越遺跡の課題や和菓子バルの目的といったイベントの根幹と、大井川の川越しや茶業の歴史の講座を簡単に行う。それをもとに、学生間でさらなる課題検討や歴史についての詳細調査を実施(②)、博物館課へ企画の提案をする(③)。博物館課から提案内容について学生に修正指示と細部の詰めを行い、企画を完成させ(④)、当日運営に落とし込む(⑤)。この一連の流れは、文部科学省が推奨するアクティブ・ラーニングの手法を採用しており、「川越遺跡の賑わい創出」、「大井川の川越しの後世への継承」といった正解のない課題に対し、学生に主体的に解決方法を模索してもらうことを目的としている。

文化財の活用イベントは、今まで知られていなかった文化財を様々な手段で、できるだけ多くの人に知ってもらい後世へ伝えることを目的としているため、活用の成否はお客様満足度や来場者数など主にイベント来場者側の指標で測られる。しかし、文化財活用においては、イベントの出店者や協力者など、運営側にも文化財に触れるのが初めての人が多くいることを忘れてはならない。実際に、和菓子バル協力学生と初めて会った際に、川越遺跡の認知度を聞いたところ、ほと

んどの学生が静岡県内出身にもかかわらず約8割が「知らない、行ったことがない」と回答した。イベント後に学生に感想を聞いたところ「知らなかった歴史に触れられる良い機会になった」、「歴史と地域の課題を知り、解決策を実践できて楽しかった」など好意的な意見を多く聞くことができた。参加学生にとって和菓子バルでの企画運営という経験は、川越遺跡を認知し郷土史を身近に感じさせ、主体的で深い学びの場であったといえる。

### まとめと提言

本稿では、日本での文化財保護の経緯、文化振興と文化財活用のかかわりを再確認したうえで、和菓子バルが川越遺跡にもたらした事業効果を検証した。

和菓子バルを含め大井川川越遺跡の保存や活用に関わる中で、私は文化財の活用には「新規顧客層の開拓」が必要だと強く感じた。歴史という学問は日本の教育課程で必ず学ぶが、幼少期からの苦手意識がある人も多く、ニッチでハードルが高い学問として捉えられがちだ。文化財の活用を考える際、従来のように「興味がある人」のみをターゲットにしている顧客層が広がらず、文化財を享受する人々が減るばかりである。一方で、実在する刀剣を擬人化させたキャラクターが人気を博すゲーム「刀剣乱舞<sup>とうけんらんぶ</sup>」や、全国のお城で販売されている「御城印<sup>ごじょういん</sup>」などのように、「歴史好き」以外の客層を獲得した事例もある。このような歴史を活用した二次コンテンツがきっかけで歴史に興味を持ったファンは、原作である刀やお城に興味を示し、実際に資料や文化財を見るために足を運び、歴史について学ぶことが多い。様々な切り口から歴史や文化財の活用を図ることで、最終的に文化財の後世への継承につながるのだ。

もう一点大切なのは、「文化財の自分ゴト化」である。文化財に係る様々な制限は、物質として文化財を保存したもの、地域の人々を文化財から精神的に遠ざけてしまった。また、個人や自治体が所有者・管理者となっている文化財の場合、経済的な理由等から広告・広

報活動が不足し文化財の情報が広がらない傾向がある。近年文化庁が地方自治体に作成を推奨する「文化財保存活用地域計画」も、「地域住民の理解・協力」や「地域社会総がかりによる、より充実した文化財の保存・活用」の実現を趣旨としている。この実現のためには、文化財を他人ごととして捉えている、今まで文化財に触れてこなかった多くの人々を巻き込む必要がある。顧客でなく活用する側として文化財に関わってもらうことがその1つの手段として考えられるだろう。川越遺跡も民間事業者主催のイベント会場として貸し出すなど、文化財の民間活用を推進しており、利用者から「こんな素敵な場所が島田にあるとは知らなかった」、「また利用したい」、「川越しの歴史に興味を持った」といった好意的な意見を頂くことがある。文化財を身近に感じて頂くことで、好意的な印象の形成や地域の文化財保護参画を促すことができるのである。

一方、保存とのバランスが取れない活用は文化財の滅失や誤った歴史継承の恐れを孕む。文化財のほとんどは、制作後長い年月を経て本来の役割や機能性を失っているものの、歴史的、美術的、学術的などの付加価値を持つため、現代まで取り壊されず存在価値を持ち続けている。例えば、国宝や重要文化財などの建造物は、現在の建築基準に満たない耐震性である場合が多いが、その姿を維持するため様々な対策が取られている。そのような文化財で、文化財が歩んできた歴史を無視した極端な活用を行うと、建物のき損や誤った認識を生む可能性があるのだ。保存を担保しない活用は、現在まで大変な手間と費用をかけて姿を保ってきた文化財の寿命をさらに縮めることにしかならない。活用の優先によって、文化財を私たちの世代の消耗品にはいけない。

川越遺跡の場合、江戸時代に川越制度の機能が集約していたエリアを、現在は常設の郷土史展示施設、臨時のイベントスペースとして活用をしている。イベント時には学芸員による歴史講座や遺跡の説明、展示エリアの確保等により、文化財の価値を損ねないよう努めている。和菓子バルという活用事例を取ると、このイベ

ントをきっかけに初めて川越遺跡に訪れた人、大井川の川越しや茶業の歴史を初めて知った人が多くいる。郷土史教育はシビックプライドを醸成し、将来的には人口流出防止や市内出身者の U ターン促進にもつながる。また、観光や産業、まちづくりといった他分野と連携した活用を行うことで、今まで文化財に触れてこなかった事業者や顧客を呼ぶことができ、後世への文化財継承の基礎となる。今後も保存と活用の分野において様々なデータや実績を蓄積し、日本で島田市にしか残っていない「大井川の川越し」を伝える文化財を、正しく後世に残していけるような手法を模索したい。

## 参考文献

- ・小林真理・小島立・土屋正臣・中村美帆『法から学ぶ文化政策』株式会社有斐閣、令和3(2021)年
- ・佐滝剛弘『登録有形文化財 -保存と活用からみえる新たな地域のすがた』株式会社勁草書房、平成 29(2017)年
- 島田市『文化芸術推進計画』島田市、令和2(2021)年
- ・中西渉「地方創生をめぐる経緯と取組の概要-「将来も活力ある日本社会」に向かって-」『立法と調査』参議院常任委員会調査室、平成 27(2015)年
- ・中村賢二郎『文化財保護制度概説』株式会社ぎょうせい、平成 11(1999)年
- ・松本茂章編『文化で地域をデザインする 社会の課題と文化をつなぐ現場から』株式会社学芸出版社、令和2(2020)年
- ・村上隆『文化財の未来図』株式会社岩波書店、令和 5(2023)年

## 参考 Web サイト

- ・文化芸術基本法  
([https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/shokan\\_horei/kihon/geijutsu\\_shinko/kihonho\\_kaisei.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/kihonho_kaisei.html))
- ・文化財保護法  
(<https://laws.e-gov.go.jp/law/325AC0100000214/>)
- ・文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針  
([https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/bunkazai\\_hozon/pdf/93855501\\_02.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/bunkazai_hozon/pdf/93855501_02.pdf))



写真1 島田宿大井川川越遺跡



写真2 和菓子バルでの和菓子販売





写真3 歴史文化学習プログラム（一部）

川越しクイズラリー



連台越し体験



RTA-緑茶タイムアタック-



学芸員が生解説！「大井川の歴史」

